



法整備で権利守る必要

大阪大の水谷規男教授（刑事訴訟法）の話、DNAは取得された本人だけではなく、血縁関係者にまで及ぶ究極の個人情報といえる。DNA型鑑定に使われるデータが、警察の内規だけで利用、保管されている現状がすでに問題だ。顔の復元など身体的な遺伝情報の利用に進む前に、資料の採取方法やデータの活用範囲を議論し、法律で明確に定めていくことが、個人の権利を守るために必要なことだ。

DNA型鑑定 現在の検査では565京（京は1億の1億倍）人に1人を識別できる。警察庁は犯人が現場に残したとみられる遺留物のDNA型と、容疑者から採取したDNA型それぞれのデータベースを運用。このデータベースと照合させて容疑者の割り出しや、関連の事件を調べている。鑑定にはDNAのうち身体的特徴にかかる遺伝情報以外を使う一方、似顔絵や年齢の推定には遺伝情報が必要となる。DNAを使った検査を規定した法律はない。

用語解説

▲ 娘の順子さんの遺影の前で、事件解決を訴える小林賢二さん＝東京都葛飾区で

これまで警視庁に170件以上寄せられた情報は減少傾向にある。事件現場からは犯人のDNA型が検出され、警察に保管されている多くの容疑者の記録と一致するかどうか照会されているが、特定には至っていない。

「思つように情報が集まつてこない。事件解決が先か、命が（戻まるのが）先か、ぎりぎりの状況」。9月9日、小林賢二さん（78）は上智大4年だった娘の順子さんが殺害された東京都葛飾区の自宅跡で、言葉を絞りだした。事件は未解決のまま、この日で28年となつた。

これまで警視庁に170件以上寄せられた情報は減少傾向にある。事件現場からは犯人のDNA型が検出され、警察に保管されている多くの容疑者の記録と一致するかどうか照会されているが、特定には至っていない。

犯人の顔推定に活用 殺人事件の遺族会要望

DNA検査拡充へ議論を

必要なデータ不足 精度途上 警察庁内規だけで保管・運用

こうした未解決事件で、警視庁はDNAの活用を探ってきた。検査関係者によると、約20年前に外部の専門家に依頼し、2000年の宮沢みきおさん＝当時の夫（44）＝一家4人殺人事件で、現場に残された犯人のDNAから「父方は日本を含む東アジア系、母方は南欧系の可能性が高い」との推定を得たという。現在さらに研究は進み、東海大の今西規教授（生命情報学）によると、顔の形とDNAを解析することで、理論上は8割の精度の似顔絵を作ることができ、誤差数歳の範囲で年齢を予測する技術もある。先進地の米国では似顔絵が検査に貢献した例もある。こうしたことから、小林さんが会長を務める殺人事件の遺族会（宙の会）は20年から、DNAを基に顔や年齢を推定する手法と、それに伴う法整備を国に要望してきた。

ただ、課題は多い。「一日で顔が変わることにも注意が必要だ」と今西教授。検査関係者によると、警視庁は数年前、宮沢さん一家殺人事件の犯人のDNAから似顔絵の作成を検討したが、精度の問題などから立ち消えになつた。

個人情報上の懸念もある。

無罪判決が確定した男

性がDNA型を警察庁のデータベースから削除するよう求めた訴訟で、8月の名古屋高裁判決は「データを

みだりに保有され、利用さ

れない自由が憲法で保障さ

れている」と判断し、抹消を命じた。同時に、現在の内規による運用ではなく、法整備を求めた。

警視庁は本紙の取材に、DNA型鑑定以外の検査への活用は「現時点で想定しない」と回答し、検討状況も明かなかった。小林さんは「被害者や遺族は一握りで、賛否以前に関心が持たれていない。まずは議論を始めてあらゆる可能性を探ってほしい」と話した。